

概要

被災者の発症及び死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年より、〇会社で労働者として、左官工事に従事していたところ、平成〇年〇月〇日肺がんにより死亡した。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償年金等を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として本件審査請求に及んだものである。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、約〇年間に渡り、〇会社で労働者として、左官工事に従事した。左官工事の材料には、石綿が含まれていたことは明白である。よって、監督署長の不支給決定には不服である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 被災者は、約〇年間会社に左官工として一般木造住宅の壁塗りや鉄骨建築現場のガラス張り、モルタル塗り、ガン吹き等に従事していたことが確認でき、これらの作業は石綿にばく露する可能性はあるとされている。〇医療センターの医師は、原発性肺がんであるが、石綿肺所見、胸膜プラーク、石綿小体・石綿繊維について所見無しとしている。

(2) 石綿ばく露と死亡との因果関係に関して、喫煙歴もあり肺がんの発症原因については、確定的な判断は出来ない。

(3) 労災医員の意見は、原発性肺がんであるが、胸膜プラークも認めず、じん肺所見も無い。両側肺底部に網状影を認め、石綿肺は否定できないが、合併したリウマチによる肺胸膜病変の可能性が高いと述べている。

よって、労働基準法施行規則第35条別表第1の2第5号及び7号の7に該当する疾病には該当しないため、遺族補償年金等の請求について、不支給決定としたものである。

4 審査官の判断

(1) 傷病名は、「右原発性肺がん」と認められる。

(2) 被災者は、約〇年間左官工(労働者)として建築事業に従事しており、石綿にばく露した可能性は認められる。

(3) 医療センター医師、労災医員の意見から、じん肺所見は認められない。したがって、じん肺管理区分が管理2・3・4と決定された者(石綿肺の所見があるものを除く)に発生

した原発性肺がんには該当しない。

(4) 石綿関連疾病としての肺がんであるか否かについては、医療センター医師、労災医員の意見から、胸膜プラーク、石綿小体、石綿繊維の存在は認められない。石綿肺所見について、医療センター医師は、肺線維化所見を認めるが、石綿肺所見は無く、既往のリウマチとの関連も考えられるとの意見である。また、労災医員は、両側肺底部に網状影を認め、石綿肺は否定できないが、合併したリウマチによる肺胸膜病変の可能性が高いとの意見である。したがって、石綿による疾病の認定基準には該当しない。

(5) ○病院医師は、「石綿暴露に特徴的とされる『胸膜肥厚斑（胸膜プラーク）』を認め、さらに間質性陰影も同時に存在していることより、石綿肺も合併している。」

と述べているが、医療センター主治医及び複数の労災医員は、「胸膜プラークは認めないと判断し、石綿肺所見は疑われるものの、合併したリウマチによる肺胸膜病変の可能性が高い。」との意見を述べており、これらの意見が妥当と判断する。

(6) 以上により、本件疾病は、労働基準法施行規則第35条別表第1の2第5号及び第7号の7に規定する疾病に該当せず、業務上の疾病と認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償年金等を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。